五島市監査委員公表第９号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定に基づき、令和３年度の定期監査（財務監査及び行政監査）を実施したので、その結果を同条第９項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和４年２月２５日

五島市監査委員　橋　本　平　馬
五島市監査委員　荒　尾　正　登

３五監第７６８号
令和４年２月２５日

五島市議会議長　木　口　利　光　様
五島市長　野　口　市太郎　様
五島市教育委員会教育長　村　上　富　憲　様
五島市選挙管理委員会委員長　平　田　國　廣　様
五島市代表監査委員　橋　本　平　馬　様
五島市公平委員会委員長　祢　宜　　渉　様
五島市農業委員会会長　山　田　勝　久　様
五島市固定資産評価審査委員会委員長　永　尾　　晃　様

五島市監査委員　橋　本　平　馬
五島市監査委員　荒　尾　正　登

令和３年度定期監査結果報告の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定に基づき、令和３年度定期監査を実施したので、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、地方自治法第１９９条第１４項の規定に基づき、講じた措置の状況について、令和４年８月２５日までに本職に通知ください。

記

令和３年度定期監査結果報告書

第１　監査の基準

この監査は、五島市監査基準（令和２年五島市監査委員告示第１号）に準拠して実施した。

第２　監査の種類

定期監査（財務監査及び行政監査）

第３　監査の対象

１　対象部局

議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の全ての部局

２　対象項目

(1)　財務監査

財務に関する事務の執行について、令和２年度の次に掲げる項目を監査の対象とした。

ア　収入に関する事務の執行　諸収入の雑入

イ　令和元年度の指摘事項等に対する改善状況等

(2)　行政監査

令和３年度の重要課題及び懸案事項に関する事務の執行を監査の対象とした。

第４　監査の着眼点

１　財務監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査した。

なお、監査の主な着眼点は、次のとおりである。

(1)　収入に関する事務の執行（諸収入の雑入）

ア　調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。

イ　条例等によらない収入について、その根拠となる規定は定められているか。あるいは、条例等の適用、新設等の必要はないか。

ウ　調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。

エ　調定の時期及び手続は適正か。

オ　調定漏れはないか。

２　行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査した。

第５　監査の主な実施内容

監査の実施に当たっては、あらかじめ財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、その内容について審査し、疑義不明の事項について関係職員から事情を聴取した。

第６　監査の実施場所及び日程

１　監査の期間　　令和３年６月１１日から令和４年２月１８日まで

２　実施場所　　監査委員事務局等

(1)　事情聴取

ア　実施場所　市役所３階Ｄ会議室、Ｃ会議室、第２委員会室

イ　日　　程　令和３年１２月２２日、令和４年１月１２日及び同月１９日、２月２日、同月４日及び同月９日

(2)　講評会

ア　実施場所　市役所２階ＢＣ会議室

イ　日　　程　令和４年２月１８日

第７　監査の結果

第１から第６までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、財務監査については、次の指摘事項を除き、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしていることが認められた。なお、監査の対象とした「雑入」の項目は、別表のとおりである。

また、行政監査については、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

１　収入に関する事務の執行（諸収入の雑入に限る。）

⑴　指摘事項

ア　広告付き窓口番号案内表示システムの電気料金について

広告付き窓口番号案内表示システムについては、五島市行政財産使用料条例（平成１６年五島市条例第８１号）第３条の規定により、行政財産を使用するため必要とする電気料金は使用する者の負担とするとされているところ、令和２年２月１０日から同年３月３１日までの電気料金が徴収されていない。公有財産使用許可・貸付事務処理手順（令和３年３月２６日付け２五財第２７７０号財政課長通知）に基づき算出し、適正に徴収されたい。

（総務企画部財政課・市民生活部市民課）

イ　私用コピー料について

一部の支所等においては、五島市財務規則（平成１６年五島市規則第４３号。以下「財務規則」という。）別表第１出納員が委任を受ける事務の欄に私用コピー料に関する事務が掲げられておらず、当該支所長等である出納員の受任事務とされていないにもかかわらず、市民からコピー料を徴収しているので、財務規則を整備されたい。

（玉之浦支所　三井楽支所　岐宿支所　出張所　観光歴史資料館）

⑵　意見

ア　私用コピー料の徴収に関する取扱いについて

私用コピーについては、民間事業者がコピーのサービスを行っていない支所地区（富江支所及び奈留支所を除く。）において、市民が当該支所に設置しているコピー機を私的に利用したい場合は、コピー料を徴収してコピーを行っている。この取扱いは、五島市役所支所コピー機の利用に係るコピー料の徴収に関する内規（平成２１年３月２３日付け２０五総第２７４７号総務課長専決。同年４月１日施行。以下「総務課内規」という。）に基づき行われている。

また、出張所、五島市中央公園、福江文化会館、五島観光歴史資料館及び五島市立図書館においても、市民が当該施設のコピー機を私的に利用したい場合は、

コピー料を徴収してコピーを行っている。これらの施設においても、平成２２年から平成２３年にかけて、概ね総務課内規に準じたコピー料の徴収に関する内規が定められている。

しかしながら、総務課内規等の定めから１０年以上を経過した現在においては、支所地区（一部の支所を除く。）にも、コンビニエンスストアがあり、市民がコピーを利用することができる状況にある。そのため、市の施設におけるコピー機の私的な利用に関しては、コピー料の徴収に関する内規を制定した当時と状況が変わってきているから、これらの内規の運用を検討するとともに、コピー料金についても、民間の類似のサービスを考慮したうえでコピー料を検討し、適正な料金を設定されたい。

（総務企画部総務課　地域振興部スポーツ振興課　支所　出張所　文化会館　観光歴史資料館　図書館）

２　令和元年度の指摘事項等に対する改善状況等

特に指摘する事項等はなかった。

３　まとめ

令和３年度の定期監査については、市の機関の全てに対し実施した。その結果における指摘事項、指導事項及び意見の件数は、次のとおりである。

| | 監査対象 | 指摘事項 | 指導事項 | 意　見 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 収入事務（諸収入の雑入に限る。） | ５３件 | ２件 | ０件 | １件 | ３件 |
| 令和元年度指摘事項等に対する改善状況 | ３５件 | ０件 | ０件 | ０件 | ０件 |
| 合　　計 | ８８件 | ２件 | ０件 | １件 | ３件 |

収入事務に関する監査チェックリストによると、調定の時期が適切でないもの、納期限の設定が適切でないものなどが見受けられたので、複数職員での確認を行うなどチェック体制を強化し、関係法令の規定に基づき適正な事務処理を行われたい。

なお、監査結果については、情報を共有し、各所属部局において再度指導徹底を図られたい。

別表

□令和２年度諸収入（雑入）各課別対象一覧表

| | 収入種別 | | | 収入内容等 | 所管課 | 監査結果指摘事項記載箇所 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 会計名称 | 科目名称 | 節名称 | | | |
| 1 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 五島中央病院跡地利用協力金 | 五島中央病院跡地利用者協力金 | 総務課 | |
| 2 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 市町村職員研修事業費 | 研修機関派遣事業 | 総務課 | |
| 3 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 派遣職員人件費負担金 | 県消防学校（教官）派遣職員人件費負担金、大村市豪雨災害に伴う派遣職員人件費など | 総務課 | |
| 4 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | バーチャル五島市運営費 | 心の友コース年会費 | 政策企画課 | |
| 5 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 寄稿料 | 包装技術雑誌寄稿料 | 政策企画課 | |
| 6 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 国公舎入居負担金 | 国家公務員宿舎使用料 | 政策企画課 | |
| 7 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 国立公園等資源整備事業費補助金 | 国立公園等資源整備事業費補助金 | 政策企画課 | |
| 8 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 浄化槽使用料負担金 | 五島海陽高等学校の浄化槽使用料 | 政策企画課 | |
| 9 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 環境整備費 | 大村市モーターボート競走事業 | 財政課 | |
| 10 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 封筒広告掲載料 | 封筒広告掲載料 | 財政課 | |
| 11 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 自治体案内板広告料 | 本庁新本館棟広告付き自治体案内板設置に係る広告料 | 財政課 | |
| 12 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 市ホームページ広告掲載料 | 市公式ホームページ広告掲載料 | 情報推進課 | |
| 13 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 広報ごとう広告掲載料 | 広報ごとう広告掲載料 | 情報推進課 | |
| 14 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 広告付き窓口番号案内表示システム広告料 | 広告付き窓口番号案内表示システム広告料 | 市民課 | (1)ア |
| 15 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 使用済自動車等海上輸送費支援金 | 離島対策支援事業協力資金出捐金 | 生活環境課 | |
| 16 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 保育所広域入所委託料 | 玉之浦へき地保育所広域入所委託料 | 社会福祉課 | |
| 17 | 一般会計 | 諸収入/雑入/過年度収入 | 介護給付費 | 令和元年度長崎県低所得者保険料軽減負担金交付額確定に伴う追加交付 | 長寿介護課 | |
| 18 | 一般会計、特別会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金 | 長寿介護課 | |
| 19 | 特別会計 | 諸収入／雑入／雑入 | その他雑入 | 要介護認定に係る保有個人情報の提供に要する費用、高額介護サービス費返納 | 長寿介護課 | |
| 20 | 特別会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 過年度分介護用品給付費返納金 | 令和元年度紙おむつ給付費返納 | 長寿介護課 | |

□令和２年度諸収入（雑入）各課別対象一覧表

| | 収入種別 | | | 収入内容等 | 所管課 | 監査結果指摘事項記載箇所 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 会計名称 | 科目名称 | 節名称 | | | |
| 21 | 特別会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 成年後見制度手続費用本人負担金 | 成年後見制度市長申立費用本人負担金 | 長寿介護課 | |
| 22 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 奈留医療センター施設改修事業費負担金 | 五島中央病院付属診療所奈留医療センター施設改修事業の財源に係る特別負担金 | 国保健康政策課 | |
| 23 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 後期高齢者医療制度特別対策補助金 | 後期高齢者医療制度特別対策補助金 | 国保健康政策課 | |
| 24 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 後期高齢者健診事業費 | 後期高齢者医療健康診査業務委託料 | 国保健康政策課 | |
| 25 | 特別会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 医学部実習協力謝金 | 三井楽診療所 神戸大学医学部6年次「個別計画実習」オンライン実習謝金 | 国保健康政策課 | |
| 26 | 特別会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 介護給付費 | 介護給付費 | 国保健康政策課 | |
| 27 | 特別会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 要介護認定主治医意見書作成料 | 主治医意見書作成料 | 国保健康政策課 | |
| 28 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | コミュニティ助成事業 | 令和2年度コミュニティ助成事業助成金 | 地域協働課 | |
| 29 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 短期滞在住宅利用者浄化槽点検清掃費負担金 | 短期滞在住宅利用者浄化槽点検清掃費負担金 | 地域協働課 | |
| 30 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 地域活性化支援事業費 | 市町振興共同事業助成金 | 地域協働課 | |
| 31 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 県公舎入居負担金 | 県公舎入居料 | 観光物産課 | |
| 32 | 特別会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 船舶保険解約返戻金 | あやかぜ１の保険解約に伴う返戻金として | 商工雇用政策課 | |
| 33 | 特別会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 郵便航送委託料 | 郵便航送料 | 商工雇用政策課 | |
| 34 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 電気自動車・PHV自動車の充電インフラ整備事業費 | 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金 | 再生可能エネルギー推進室 | |
| 35 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 貸付牛（特別導入型事業）譲渡対価一部前納金 | 貸付牛譲渡対価一部前納金 | 農林課 | |
| 36 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 港湾用地転貸収入 | 港湾用地使用料 | 水産課 | |
| 37 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 園地休憩施設利用料 | 高浜園地休憩施設シャワー利用料、頓泊園地休憩施設シャワー利用料 | 管理課 | |
| 38 | 一般会計 | 諸収入/雑入/弁償金 | 空き家等の適正管理緊急安全代行措置 | 緊急安全代行措置費用徴収分 | 管理課 | |
| 39 | 一般会計 | 諸収入/雑入/違約金及び延納利息 | 違約金及び延納利息 | 受水槽及び高架水槽清掃業務委託（福江小学校　外11ヶ所）　履行延滞による違約金 | 教委総務課 | |
| 40 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 宝くじ文化公演入場券等売払代金 | 宝くじふるさとワクワク劇場入場券 | 教委生涯学習課 | |

□令和２年度諸収入（雑入）各課別対象一覧表

| | 収入種別 | | | 収入内容等 | 所管課 | 監査結果指摘事項記載箇所 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 会計名称 | 科目名称 | 節名称 | | | |
| 41 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 農業者年金基金業務委託手数料 | 農業者年金業務委託手数料 | 農業委員会事務局 | |
| 42 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 長崎県市議会議長会会議等旅費助成金 | 長崎県市議会議長会会議等旅費助成金 | 議会事務局 | |
| 43 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 防火管理者講習会教材費 | 甲種防火管理新規講習会教材費 | 消防本部総務課 | |
| 44 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 消防団員安全装備品整備等助成事業助成金 | 消防団員安全装備品整備事業助成金 | 消防本部総務課 | |
| 45 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 消防団員福祉共済事務費 | 消防団員等福祉共済事務費 | 消防本部総務課 | |
| 46 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | リコールに伴う車検費用一部負担金 | 消防団普通積載車リコールに伴う車検費用の一部負担金 | 消防本部総務課 | |
| 47 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 再商品化適合物売払収入 | 再商品化適合物売払収入、金属（鉄筋等）の売払い代金 | 生活環境課、建設課 | |
| 48 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 市有財産移転補償費 | 防火水槽移転補償金、道路改良工事に伴う市有財産移転補償費 | 農林課、消防本部総務課 | |
| 49 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 太陽光発電余剰電力販売収入 | 太陽光発電余剰電力販売電力料 | 管理課、教委総務課 | |
| 50 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 情報公開料 | 情報公開料 | 総務課、政策企画課、財政課、市民課、税務課、生活環境課、スポーツ振興課、商工雇用政策課、農林課、水産課、建設課、管理課、消防本部総務課、教委総務課、教委学校教育課、文化会館、選挙管理委員会 | |
| 51 | 一般会計、特別会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 私用電話料 | 私用電話料、公衆電話代 | 生活環境課、国保健康政策課、スポーツ振興課、商工雇用政策課、管理課、教委総務課、教委生涯学習課、勤労福祉センター | |
| 52 | 一般会計 | 諸収入／雑入／雑入 | 私用コピー料 | 私用コピー料 | 総務課、市民課、スポーツ振興課、文化会館、観光歴史資料館、図書館 | (1)イ |
| 53 | 水道事業会計 | 水道事業収益／営業外収益／雑収益 | その他の雑収益 | 情報公開料 | 水道局 | |